

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上を目指した経営の透明性の確保、コンプライアンス体制の整備及び情報開示の推進などを通して、コーポレート・ガバナンス機能の強化を図っております。
また、株主及び各ステークホルダーの利益を最大限に尊重するという責務を果たすためには、経営の迅速化を図ることが重要であると認識しております。今後一層、経営上の組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を講じることにより、コーポレート・ガバナンス機能をさらに強化していくことが経営の最重要課題の一つであると位置づけております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ティーオーシステム	3,483,970	25.29
日本ユニシス株式会社	654,000	4.74
株式会社オービックビジネスコンサルタント	645,900	4.68
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	425,800	3.09
林 宗治	410,214	2.97
林 雅也	410,165	2.97
林 勝	410,160	2.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	275,300	1.99
ソフトクリエイイトホールディングス 従業員持株会	198,930	1.44
BNYM SA/NV FOR BNYM CLIENT ACCOUNT MPCS JAPAN (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	155,700	1.13

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数

10 名

定款上の取締役の任期

1 年

取締役会の議長

会長（社長を兼任している場合を除く）

取締役の人数

7 名

社外取締役の選任状況

選任している

社外取締役の人数

3 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数

2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
畠中 健二	他の会社の出身者											
原田 陽一	他の会社の出身者											
小川 和夫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畠中 健二		——	長年にわたり株式会社リコー及びリコーージャパン株式会社における経営者として豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていたことを期待したため適任と考えております。畠中健二氏は、大株主企業又は主要な取引先の出身者等ではなく、取締役就任時まで当社と利害関係を有したことはないため、社外取締役の独立性に問題はございません。
原田 陽一	○	——	日本ユニシス株式会社において常務執行役員を務めるなど、当社グループが属するIT関連業界における幅広い見識と豊富な経験を有しており、適任と考えております。また、原田陽一氏は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号に定める列挙事由のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であります。
小川 和夫	○	——	丸紅株式会社及び丸紅情報システムズ株式会社等における経営者としての豊富な経験と

			幅広い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待したため適任と考えております。小川和夫氏は、大株主企業又は主要な取引先の出身者等ではなく、取締役就任時まで当社と利害関係を有したことはないため、社外取締役の独立性に問題はございません。
--	--	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数

5 名

監査役の人数

3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

代表取締役直轄の独立組織である内部監査室(1名)が内部監査計画に基づき、子会社を含める当社グループ全体にわたり業務の適正性の確保、業務手続きの効率化・改善等に貢献することを目的として内部監査を実施しております。

内部監査室は、監査役会、内部統制担当部門及び会計監査人との連携のもと、各部署を対象に業務監査を計画的に実施し、監査結果を代表取締役役に報告するとともに、被監査部門に対する具体的な助言、勧告を行い、改善状況を確認するなど、実効性の高い内部監査を実施しております。

監査役は、監査役会規程及び監査役監査基準の定めるところに従い、必要とする情報収集を取締役及び使用人から行っており、その監査役は監査役会において他の監査役に報告を行っております。また、監査役会は、取締役から独立した監査役補助使用人を設置しているほか、取締役、会計監査人、内部監査室及び内部統制担当部門と適宜情報交換を行うことで相互の連携を図り、監査役監査の実効性を確保しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 勲	他の会社の出身者													
酒井 宏	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 勲		——	住友商事株式会社等における監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営監査の役割を果たす上で適任と考え

			ております。山本勲氏は、大株主企業又は主要な取引先の出身者等ではなく、社外監査役就任時まで当社と利害関係を有したことはないため、社外監査役の独立性に問題はございません。
酒井 宏		_____	朝日生命投資顧問及び朝日生命キャピタル株式会社における長年にわたる経営者としての豊富な経験及び高い見識を有していることから、経営監査の役割を果たす上で適任と考えております。酒井宏氏は、大株主企業又は主要な取引先の出身者等ではなく、社外監査役就任時まで当社と利害関係を有したことはないため、社外監査役の独立性に問題はございません。

【独立役員関係】

独立役員の人数 2 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社及び当社子会社の取締役並びに従業員の業績向上への貢献に応じて、付与対象者を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社及び当社子会社の取締役並びに従業員の業績向上への貢献に応じて、付与対象者を決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

1億円を超える報酬の支給対象者がいないため。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対する情報伝達は総務人事部が主管となり、電話連絡を随時可能としております。
社外監査役のサポート体制は、監査役の職務を補助する監査役補助使用人が、その職務に必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役制度を採用しており、平成27年7月2日現在において取締役7名、監査役3名であります。
取締役の定数は、定款において10名以内と定め、その選任決議は議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、解任決議は、会社法第309条第2項に定める規定により議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行うことと定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。また、取締役の選任

決議は、累積投票によらないことを定款に定めております。

取締役会は、月1回の定例取締役会に加えて、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しており、経営の基本方針、法令で定められた事項、経営に関する重要な事項の決定や判断が、効率的かつ慎重に行われております。また、原則として月1回開催する経営会議及び幹部会議において、経営課題の共有化を図り、効率的な議論を行った上で、全社的に意思決定が必要な事項を取締役会に付議することにより、経営の効率化を図っております。

取締役会においては、経営の意思決定に多様な視点を取り入れるとともに、中立的かつ独立的な監視機能を確保するため社外取締役3名を選任し、コンプライアンス体制の強化を図っております。なお、社外取締役のうち2名を独立役員として選任しております。

監査役会は常勤監査役1名及び社外監査役2名で組織され、取締役会及び社内の重要な会議への出席、取締役からの報告、資料の閲覧等を通じて、取締役の業務執行を監査しております。

当社は、財務政策等をはじめとする経営諸施策の機動的な遂行及び株主への機動的な利益還元を目的として、会社法第459条第1項に定める剰余金の配当等に関する事項につきましては、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることと定款に定めております。

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役又は監査役の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議により、免除することができる旨を定款で定めております。

会計監査人は、新日本有限責任監査法人であり、会計監査業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員 業務執行社員 坂田純孝氏及び指定有限責任社員 業務執行社員 日高真理子氏であります。両氏とも新日本有限責任監査法人に所属しており、継続監査年数は7年以内であります。会計監査業務に係る補助者の構成は公認会計士が19名、その他が11名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

その他

株主総会の円滑な運営を図るため、招集通知のホームページ掲載、法律で定められている期日の遵守、広く株主の皆様にご理解いただくためのインターネットによるIR情報の積極的な開示などに努めております。なお、第48期定時株主総会に係る招集通知発送日は平成27年6月3日、定時株主総会は平成27年6月18日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催

年7回以上の開催を行い、特に個人投資家向け説明会は、首都圏のみならず、札幌、大阪、名古屋、福岡、広島等の地方においても、積極的なIR活動を行っております。

あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

アナリスト、機関投資家向けの決算説明会のほか、アナリスト、機関投資家への個別訪問による決算説明を行っております。

あり

IR資料のホームページ掲載

ホームページでIR資料をIRライブラリにて、IR情報の予定等をIRカレンダーにて掲載するなど、IR情報開示の強化を図っております。また、決算説明会にて当社社長が説明を行っている様子を撮影した動画を配信しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

情報開示担当責任者：村上成二
IR担当部署：経理部

その他

当社グループの事業内容、最新の活動、経営に携わる役員などをよりご理解いただくため、毎月「マンスリーニュース」をホームページ上で掲載しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

職場内献血など、直接的な社会貢献活動に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムは、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値の向上を経営上の基本方針とし、取締役並びに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実に努めております。また、財務報告に係る内部統制システムについては、内部統制担当部門が、業務手続きの評価・整備を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは反社会的勢力との徹底した非接触を基本方針とし、特防連・特防協・警察署並びに顧問弁護士との連携をはかり、特殊暴力の追放、被害防止の為、常に情報交換をはかっております。その一環として当社グループの役員並びに従業員より確認書の提出を義務付け、反社会的勢力と関わりが無い事について随時確認しているほか、反社会的勢力対応マニュアルを作成し、全社に周知徹底させております。

また、特防連、特防協へ加入しセミナー等への参加により情報収集を図るほか、渋谷警察署組織犯罪対策課との情報交換及び年1回(4月)組織犯罪対策課の方を迎え反社会的勢力について講演いただいております。更に、当社顧問弁護士は、元日弁連民事介入暴力対策委員会委員長であり、常に情報交換・相談できる体制を構築しております。

受注先・仕入先・外注先については、外部調査機関等による調査を実施するほか、当社グループの既存取引先等に業界における評判をヒアリングするなど確認しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

特にございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にございません。